(株式 1		受付印					ж 6п.	発信年 通信日付印		確認印	整理	番号	事務所 🗵	9 管理	番号	申告区分	7/1
### 1	\prod	\	年		月		事					+ ' '	法人番	·	申告	年月日	+
大田													i i		年	月日	号##
1					附山山区	V S V											式式
株式	所在地																
株人名						2.				年 月 日 生							
### 1	合は本店所			(<i>a</i>									用				
A					(電	古)		事業種目							\sim
照本またの意味会の名が (大きた)								別不気はり資本並り版						F P	ŋ		
株式 株式 株式 株式 株式 株式 株式 株式																	
1	法人名																
作業を担						期末現在の資本金等の額											
株								経理責任	者								
##		μ 41															
(使 注 初 匿 金 税 額 等) (法人税法の規定によって計算した法人税額 対験研究費の担保の各立人税額の特別控除額	令和	年 月 月	日から	òá	令和 年 [月日ま	までの 事業年度分 連結事業分	分又は 手度分	のす	市民税の		Ħ	音告書 ※	Ш]
(他 後 経 医 全 税 額 等)							要						税率 (法人税	割額	80]
数線研究費の額に係る法人税額の特別控除額	(使	途秘匿金	税額計算	等かは	:) : 人 : (1) 安百			(1)								
国家報籍等別区域において機械等を取得した場合等の法人税額の特別結論額 ③ 源付法人税額等の内除論額 ④ 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0								/	2)								-
選付法人税額等の控除額						\ /- -	上鉛姫の肚叫い					-					-
過機年金等額立金に係る法人税額 (0 + 0 + 0 + 0 + 0 + 0 + 0 + 0 + 0 + 0											-						
議員信仰性となる法人報報又は強別領機法人格態及びその住人報制額 ①・②・②) ① ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○											-						
無政権をなるが人権限が経済を指するめにおける機能のである人権機能(第一 2 2 2 3 0 0 0 0 100 100 100 100 100 100 100 1								+億	百万	Ŧi P	_ _						
外国の法人税等の額の控除額						0,0,0	100		-								
 仮装経理に基づく法人税割額の空除額 第3法人税割額(⑥・⑥・⑨又は⑦・⑥・⑨ 取成計付の確定した当期分の法人税割額(⑥・⑥・①・○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○							(<u>6</u>) ×	(2)	7)			000	100				
差引法人税割額 ⑤ - ⑥ - ⑨ 又は⑦ - ⑥ - ⑨ 図								(8								
既に納付の確定した当期分の法人税割額 ① ① ① ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ③ ② □ □ □ □ □ □ □	仮装組	圣理に基づく法人税	割額の	控除	額			(9								
型税条約の実施に係る法人税割額の控除額	差引法	去人税割額 ⑥-⑧	-9又	は(7)-8-9			(10							0 0)
この申告により納付すべき法人税割額 ⑩・⑪・⑪・□⑫ 13 月 円× ⑪ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	既に約	内付の確定した当期	分の法	人税	割額			(11)							0 0)
均等額額 第定期間中において事務所等を有していた月数 (B) 月 円× 13 (B) 0 0 既に納付の確定した当期分の均等割額 (B) 0 0 この申告により納付すべき市民税額 (B) 中(B) (B) 0 0 (B) 0 0 (B) のうち見込納付額 (B) 0 0 差 引 (B) 中(B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B)	租税第	条約の実施に係る法	人税割	額の	控除額			(12								
既に納付の確定した当期分の均等制額	この申	申告により納付すべ	き法人	税割	額 ⑩-⑪	- (1	2)		13)							0 0	
一次	齿第	章定期間中において	事務所等	等を	有していた	月数	ζ		14)	月		円× -	12 (15)			0 0)
類 この申告により納付すべき均等割額 ⑤ - ⑥	等即	死に納付の確定した	当期分	の均	等割額								16			0 0)
B		この申告により納付	すべき	均等	割額 15-0	6							(17)			0 0)
差 引 (B-(B)) (B-(B)) 勝山市内に所在する事務所、事業所又は寮等 分割基準 事務所、事業所又は寮等の所在地 (A) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B) (B	この申	申告により納付すべ	き市民	税額	((3) + (17)								18			0 0	,
勝山市内に所在する事務所、事業所又は寮等の所在地	®の き	うち見込納付額											19				Ī
勝山市内に所在する事務所、事業所又は寮等 分割 基	差	引 18-	19										20				
本		勝山	市内に原	近在`							分	割					
1		名 称			事務別	ŕ.	事業所又は	寮等の所在	地		当該法人の全	逆業者数					Į.
1											. /						
1											(3)		(22)	(22)			
指揚 定 合			合				計				4						
定合 都	指場	区 名	Ka-k	月数	従業者数	-		決算確定の	H	令和	年	月	日		書 青色・	その他	
日							0.0	解散の日		令和	年	月	日	の種類	., .	- 163	
都	产合					1				令和	年	月	日			· 否	
市							0 0	法人税の期末現在の資本	金等の額				円				İ
に (g)								由生の担合の		令和	年	月	日。			• 無	
申の告 00	12 (B)				1 1 2 1 1	+	0 0			令和	年	月	日 で				
B B B B B B B B B							0 0						銀行	ī	3	支店	
告 計	申の						0 0	77 78 41		口	E番号(普i	通・当座)					
プログログログログログログログログログログログログログログログログログログログ										. 1/3				+100	5 ×		
る算 000 法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額 関与税理士 (第25	す計			-			0 0		†	請す	₹ 税	額		1		H	
関与税理士 関与税理士 (金巻							0 0										
	必界						0 0	法第15条の) 4 Ø	徴収猶	予を受けよ	うとする	税額				
												1 100	÷1.				i